

議案第107号 【子ども家庭支援部子ども政策課及び子ども若者支援課】
港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法」等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号の
変更等をするものです。

【法令改正の背景】

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する
通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①条例で引用している児童福祉法の条項番号等を変更します。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

【改正する条例一覧】

1	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
3	港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
4	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例
5	港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例